

消費機器調査・周知の実施体制について

平成27年7月30日
 経済産業省
 商務流通保安グループ
 ガス安全室

1. 現行制度の概要

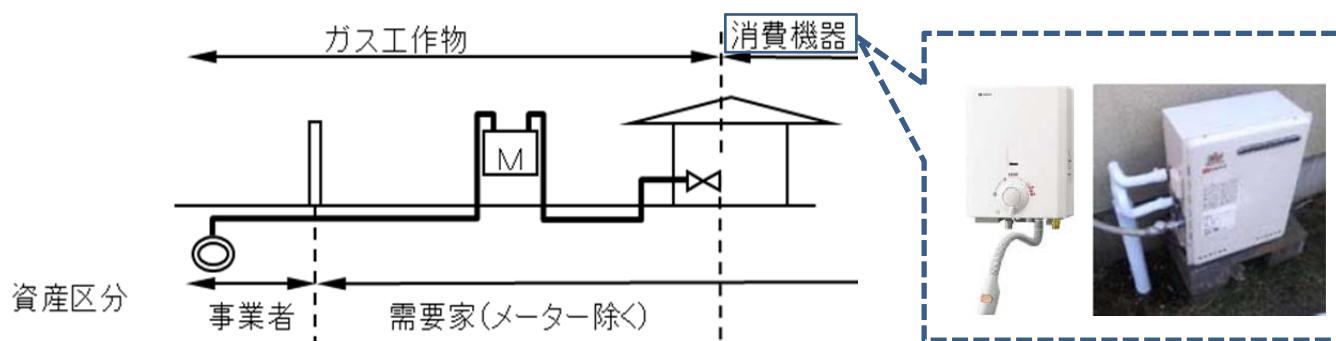
(1) 現行規定の内容

現行のガス事業法（以下「現行法」という。）においては、ガス事業者に対して、消費機器の技術基準適合性の調査やガスの安全使用を行うための危険発生防止周知を行うこととしている。消費機器とは、ガス瞬間湯沸器やガスふろがまなど「ガスを使用する場合に用いられる機械又は器具」のことを指しており、ガス事業者は現行法第40条の2の規定に基づき、原則3年度ごとに1回以上の頻度で周知を行い、40ヶ月に1回以上の頻度で調査を行っている。

消費機器は需要家資産であることが一般的であることから、現行法第40条の3、第40条の4の規定により、技術基準適合の責任は消費機器の設置者や需要家に課せられている。しかしながら、保安の確保に万全を期す観点から、「需要家にガスを供給する事業者」の社会的責務として、ガス事業者に対し、消費機器に係る技術的知見のもと調査・周知を実施することを義務付けている。

現行制度においては、消費機器の調査・周知は「需要家に小売供給を行っているガス事業者」に課している。そのため、現在制度では需要家に小売を行う一般ガス事業者はもちろんのこと、自由化部門（年間契約量：10万 m^3 以上）において、託送供給を受けてガスを供給しているケースにあつては、新規参入者（大口ガス事業者等）が調査・周知を担っている。他方、大口供給のうち、年間ガス供給量が①50万 m^3 以上に相当する量である場合、②10万 m^3 以上に相当する量であり需要家が工業用建物の場合には、大口需要家はガスに一定の知見を有する者であることに鑑み、ガス事業者の調査・周知義務を免除している（ガス事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第106条第2項、第107条第2項）。

<参考1-1>消費機器の調査・周知について



<参考 1－2>消費機器の調査・周知に係る制度概要

(i) 消費機器の調査

需要家	消費機器	設置場所	特質	消費機器調査
				調査頻度
下記以外の大口需要家 ・ 小口需要家	ガス湯沸器 （密閉燃焼式のものであって、特監法施工表示が付されているもの及び経済産業大臣が認めたものを除く。）	屋内	燃焼器に係るもの 不燃防なし	40月に1回以上
		屋外	燃焼器に係るものであって、排気筒又は給排気部が屋内に設置する部分を有するもの 不燃防なし	
	ガスふろがま （密閉燃焼式のものであって、特監法施工表示が付されているもの及び経済産業大臣が認めたものを除く。）	屋内	燃焼器に係るもの 不燃防なし	
		屋外	燃焼器に係るものであって、排気筒又は給排気部が屋内に設置する部分を有するもの 不燃防なし	
	燃焼器	特定地下街等		
		特定地下室等		
大口供給契約	年間ガス供給が50万立方メートル以上の大口需要家			不要
	年間ガス供給が10万立方メートル以上で建物区分が工業用建物の大口需要家			

(ii) 危険発生防止周知

需要家	危険発生防止周知			
	一般周知		その他の周知	
	周知頻度	周知内容	周知頻度	周知内容
下記以外の大口需要家 ・ 小口需要家	①ガス使用申込み受付時 ②3年度ごとに1回以上 (建物区分が特定地下街等・特定地下室等・超高層建物・特定大規模建物の場合は毎年度1回以上)	①消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項 ②消費機器の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項 ③消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 ④ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者の探るべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡に関する事項 ⑤そのほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項	(1)ガスメーターコックを閉止する時(開栓の予定がないことが明らかな場合を除く。) (2)技術基準不適合の通知を行った消費機器を新たに使用とする者に対し、ガスの使用の申込みを受け付けたとき (3)建物区分のうち特定地下街等・特定地下室等に設置されているものについて、消費機器の周囲の見やすい場所に40カ月に1回以上(当該表示を付すことにつき、当該消費機器の使用者の承諾を得ることができないとき、すでに当該表示が付されているときを除く。)	(1)以下の事項を記載した書面を当該ガスメーターコックに取り付ける。 ①消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項 ②ガスを新たに使用しようとする場合におけるガス事業者への連絡に関する事項 (2)消費機器が技術上の基準に適合するようにするために採るべき措置及びその措置を採らなかった場合に生ずべき結果に関する事項 (3)以下の事項を記載した表示を付す。 ①ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者の探るべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡に関する事項 ②ガス漏れ警報設備の点検に関する事項 ③消防機関に対する連絡に関する事項
大口供給契約	年間ガス供給が50万立方メートル以上の大口需要家	不要		不要
	年間ガス供給が10万立方メートル以上で建物区分が工業用建物の大口需要家			

需要家	消費機器	設置場所	特質	危険発生防止周知	
				個別周知	
				周知頻度	周知内容
下記以外の大口需要家 小口需要家	ガス瞬間湯沸器 (12kW以下のもの)	屋内	不燃防あり	①ガス使用申込み受付時 ②毎年度1回以上	①消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 ②当該ガス瞬間湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に関し必要があるとして経済産業大臣が定める事項 ③そのほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項
			不燃防なし	①ガス使用申込み受付時 ②毎年度1回以上	①消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 ②そのほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項
	ガス湯沸器 (経済産業大臣が認めたものを除く。)	屋内	半密閉燃焼式 不燃防なし	①ガス使用申込み受付時 ②毎年度1回以上	①消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 ②そのほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項
	ガスふろがま (経済産業大臣が認めたものを除く。)	浴室内	自然排気式 排気筒に排気扇が未接続 不燃防なし	①ガス使用申込み受付時 ②毎年度1回以上	①消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 ②そのほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項
		屋内	自然排気式(上記を除く。) 不燃防なし	①ガス使用申込み受付時 ②3年度ごとに1回以上	①消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 ②そのほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項
大口供給の場合	年間ガス供給が50万立方メートル以上の大口需要家			不要	
	年間ガス供給が10万立方メートル以上で建物区分が工業用建物の大口需要家				

<参考1-3>消費機器調査・周知の作業イメージ

①消費機器の調査



②危険発生防止周知



(出典) 一般社団法人日本ガス協会

（２）現行制度における調査・周知の実施体制

現行法においては、ガス事業者が消費機器の調査・周知に関して、施行規則の中で調査・周知対象や頻度、項目等を規定してはいるが、その実施体制や実施方法等については具体的に規定していない。

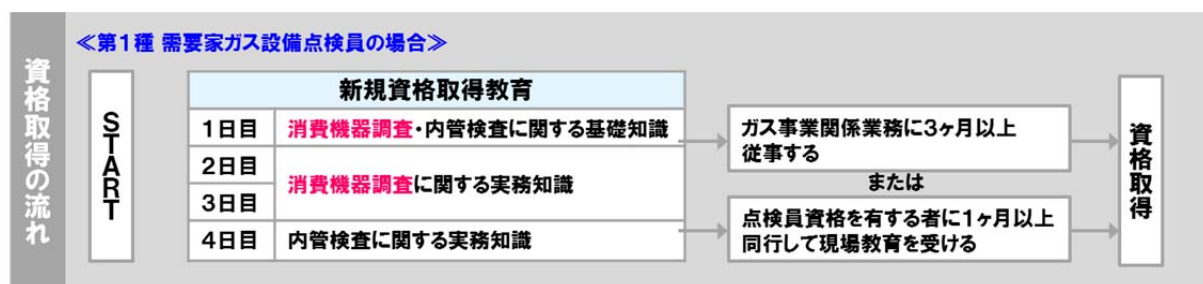
しかしながら、実態面においては、現行制度におけるガス事業者は、ガス工作物の工事、維持及び運用に関して規定している保安規程において体制を整備しており、各事業の規模や特性に応じて、消費機器の調査・周知に関する体制を確保している。また、ガス事業者がガス工作物の工事、維持又は運用の監督のために選任するガス主任技術者についても、消費機器に関する知見を求めており、消費機器の調査・周知を監督している実態がある。

なお、消費機器の調査・周知を実施する者に関しては、必ずしもガス事業者自身である場合に限らず、委託を受けた事業者が行う場合もある。実際に業務を行う調査員に関しては、委託先の従業員である場合も含め、全てに業界資格（需要家ガス設備点検員、登録調査員）の取得を業界ルール化しており、教育・訓練によって一定の知識・技能を持った者による業務実施により、安全性を担保している。

<参考１－４> 「需要家ガス設備点検員」の概要（一般ガス事業者の業界資格）

一般社団法人日本ガス協会においては、消費機器調査又は内管漏えい検査に従事する者の資格として、業界資格「需要家ガス設備点検員」を運営している。一般ガス事業者が選任するトレーナーが、自社の点検員の新規取得・資格更新のための講習を実施している。当該資格は、①内管漏えい検査と消費機器調査をともに従事する者である「第１種」、②消費機器調査のみを行う「第２種」、③内管漏えい検査のみを行う「第３種」がある。

当該資格を取得するには、所要の教育を受講し、かつ、実務経験としてガス事業関係業務に３ヶ月以上従事するか、点検員資格を有する者に１ヶ月以上同行して現場教育を受けることが求められる。



認定の区分	従事しうる業務
第1種	消費機器調査 内管検査
第2種	消費機器調査
第3種	内管検査



（出典）一般社団法人日本ガス協会

＜参考１－５＞「登録調査員」の概要（簡易ガス事業者の業界資格）

一般社団法人日本コミュニティーガス協会においては、消費機器調査及び灯内内管の漏えい検査に従事する者の資格として、業界資格「登録調査員」を運営している。当該資格を取得するには、定期的に関催される講習会（認定講習・再講習）を受講し、認定講習課程を修了した上で、資格認定試験を受験し、当該試験に合格する必要がある。資格取得者に対しては「調査員証」が交付され、「調査員」として登録される。

認定講習	講義 ５時間以上 (調査員講習テキストに基づく)	認定試験
再講習	資格取得後、３年ごとに再講習	

(出典) 一般社団法人日本コミュニティーガス協会

2. 見直しの必要性

改正後のガス事業法（以下「改正法」という。）による小売全面自由化後は、事業類型が一般ガス導管事業者、ガス小売事業者等に整理されることとなる。消費機器の調査・周知に関しては、本年２月に取りまとめられた産業構造審議会 ガス安全小委員会の報告書（「ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について」）において、ガス小売事業者は①需要家と直接接点を有し、需要家のガスの使用方法を把握する場合も多い、②消費機器に関する問合せ対応等を通じて消費機器情報を把握することとなる、などといった理由から、「ガス小売事業者が行うことが適当」との結論を得た。改正法では、本報告書を踏まえ、第 159 条において、ガス小売事業者に消費機器の調査・周知の義務を課すこととしている。なお、業務委託に関しては、現行法と同様に、特段の制限は課せられていない。

１．（２）で述べたとおり、現行制度においてガス事業者は社内責任体制を明確化し、従事者への保安教育といった措置を講じている実態がある。これまでガス保安の水準の維持・向上は、こうした実施体制のもと実現されてきたことを踏まえると、改正後のガス小売事業者についても、同水準の実施体制を整え、適切に調査・周知を行っていくことが求められる。

3. 論点

（１）消費機器調査・周知に係る実施体制の担保手法

これまで、ガス事業者はガス工作物を維持・運用し、当該ガス工作物に関する保安規制のもと、保安規程の作成やガス主任技術者を選任し、消費機器の調査・周知の実施においても、一体的な体制のもと業務を行ってきた実態がある。しかしながら、ガス小売事業者はガス工作物を維持・運用しない場合には、保安規程の作成やガス主任技術者の選任といったガス工作物に係る保安義務は課せられない。

また、保安に係る費用に関しては、従来のガス事業者は総括原価方式を基本として必要な費用回収を行っていたが、今後はガス小売事業者が自由な料金設定のもと、競争的な市場環境のもとに置かれることから、適正な実施体制のもとで消費機器の調査・周知を行う制度的

な裏付けを担保することが求められる。

以上の観点を踏まえると、ガス小売事業者に対しては、ガス工作物の維持・運用の如何にかかわらず、消費機器に関して、①調査・周知の監督を行う責任者を明確化し、その指揮命令のもとで業務を遂行すること、②調査・周知の遂行に関する管理体制に関すること、③調査従事者に対する保安教育・訓練を計画的に実施すること、④適正な実施方法を定め作業を行うこと、が重要であり、各事業者の規模・環境等に応じた最適なかたちで、確実に実行を求める制度とすることが望ましい。

今般の改正法第 160 条では、ガス小売事業者は消費機器の調査・周知に関して保安業務規程を作成し、事業開始前に経済産業大臣に届け出ることとなる（同条第 1 項）。そして、その内容が消費機器の調査・周知の適正な実施を確保するために必要があると認められるときは、経済産業大臣がその内容の変更を命ずることができるとしている（同条第 3 項）。

そこで、上記①～④までの内容に関して、ガス小売事業者の作成する保安業務規程の記載事項として施行規則で定め、経済産業大臣が事業開始前に届け出られた内容を確認し、必要がある場合には変更命令を発出することとしてはどうか。

なお、ガス小売事業者の供給を受けられず、需要家が一般ガス導管事業者による最終保障供給を受ける場合には、当該一般ガス導管事業者が消費機器の調査・周知を行うこととなる。一般ガス導管事業者の行う消費機器の調査・周知に関しても、事業開始前に届け出る保安業務規程の記載事項としてはどうか。

（２）引き続き検討すべき課題

保安業務規程において、消費機器の調査・周知に係る実施体制を担保することとした場合には、調査・周知の監督を行う責任者に関する一定の要件など、その具体的内容の在り方について、今後検討していく必要があるのではないかと。さらに、国として「モデル保安業務規程」を定め、委託先も含めた実施体制に関し、具体的内容を示していくこととしてはどうか。

特に調査従事者に対する保安教育に関しては、現行ガス事業者が「需要家ガス設備点検員」「登録調査員」の資格取得・講習等を通じて、適正な実施を行う知識・技能を担保している現状を踏まえ、今後、ガス小売事業者に対して、どのような教育・訓練を求めていくことにするのか検討する必要がある。